



今年2月22日の衆議院予算委員会で、日米合同委員会の衝撃的な密約の存在が明らかになった。それは、米軍機の飛行活動に関する情報を、日米両政府の合意なしには一切公表せず、秘密にするというものだ。穀田恵二衆院議員（日本共产党）が独自のルートで入手し、国会質問で密約文書を暴露した。謎に覆われた日米合同委員会の合意文書が

明るみに出されるのは、極めて稀で重大なニュースだ。

問題の文書はA4判で3枚。『秘 無期限』の印が押されている。一枚目は外務省で対米政策を担当するアメリカ局長（現北米局長）から、航空行政を管轄する運輸省（現国土交通省）航空局長まで、「米軍用機の活動に関するデーターの不公表について」（1975年5月14日付）。

「5月8日の第316回日米合同委員会において標記の件に關し Memorandum of Understanding が別添（写）の通り承認されましたので、通報します」とある。写しの送付先は防衛省（現防衛省）防衛局長と付記されている。

2枚目がその「MEMORANDUM OF UNDERSTANDING」（「了解書」）（5年4月30日付）といふ英文の正式な合意文書で、当時の日米合同委員会の日本側

代表、山崎敏夫外務省アメリカ局長と米国側代表のローレンス・スノーデン在日米軍司令部參謀長の署名もある。日本語訳は3枚目になり、標題は「米軍航空機の行動に関する情報の不公開について」。

両国政府は、飛行計画、交信記録、航空機運航票記載事項又は高度留保要求等の個々の米軍機の行動に関する事項は、いずれの政府も双方の合意なしには公表しないものである旨、了解する

と書かれている。米軍機の具体的な情報は原則として秘密にするとの取り決めだ。

日米合同委員会とは、在日米軍の権利など法的地位を定めた日米地位協定の運用に関する協議機関である。1952年4月28日の対日講和条約、日米安保条約、日米行政協定（現地位協定）の発効とともに発足した。外務

省や防衛省などの高級官僚らと在日米軍司令部などの高級軍人らで構成される。外務省や都内の米軍施設などで定期的に会合し、議事録や合意文書は原則非公開。国會議員にさえも公開しない秘密の厚い壁を築いている。関係者以外立ち入れない密室の協議を通じて、米軍に、基地を自由に使用し軍事活動を行う特権を認めている。

今回明らかになった密約を端的に表すと、「米軍機情報隠蔽密約」である。なぜなら、日本政府は上記の文書にあるように、飛行計画や交信記録など「個々の米軍機の行動に関する事項」の情報を把握しているにもかかわらず、飛行訓練ルートなど詳細な情報は、国会答弁などで「承知していない」と偽って、隠してきたからだ。

航空法に基づき、個々の

米軍機の飛行計画は自衛隊経由で国土交通省に事前に通報されている。出発飛行場、出発時刻、飛行ルート、高度、目的飛行場、所要時

間などの情報を政府は把握しているのだ。しかし、それを隠してきたのは、背後に日米合同委員会の密約があつたからにちがいない。

米軍機への安全面での大きな不安

これまで政府は、このような密約文書の存在を認めていなかつた。だが、穀田議員の実物を示しての追及に、河野太郎外相と石井哲一国土交通相は、文書の存在を認めざるをえなかつた（岩屋毅防衛相はノーコメント）。

ところが、この密約を「直ちに無効にして、米軍機の情報開示を行うべきではないか」という穀田議員の質問に対し、河野外相は「そのつもりはございません」と拒み、あくまでも米軍機の情報を隠す姿勢を崩さなかつた。それに対し、穀田議員はなぜ米軍機

の情報開示が必要なのかを、こう説いた。

「全国知事会が昨年7月、全会一致で採択した日米地位協定の抜本的見直しを求める提言で、なぜ米軍機の訓練ルートや時期の事前情報の提供を求めたのか。それは、住民の命と暮らしをしての要求だからあります」

この各都道府県の知事がら成る全国知事会の、「米軍基地負担に関する提言」は史上初めて知事会の総意として、米軍優位の不平等な地位協定は抜本的に見直し、改めなければならぬ